

新型コロナウイルス感染症緊急対策に係るひとり親家庭支援事業について (東京都食料品等カタログギフト配布事業)

新型コロナウイルス感染拡大により経済的な影響を受けやすいひとり親家庭等の生活の安定を図るため、東京都が実施主体となり対象者へ食料品等を配送する。本市でもこの事業に対して次のとおり協力を行う。

1 対象者及び対象規模

令和 2 年 5 月 31 日を基準日とし、令和 2 年 6 月分の児童扶養手当の支給を受ける者。

ただし、同年 7 月 31 日までの間に新たに東京都内で児童扶養手当を受給することとなった者も対象とする。

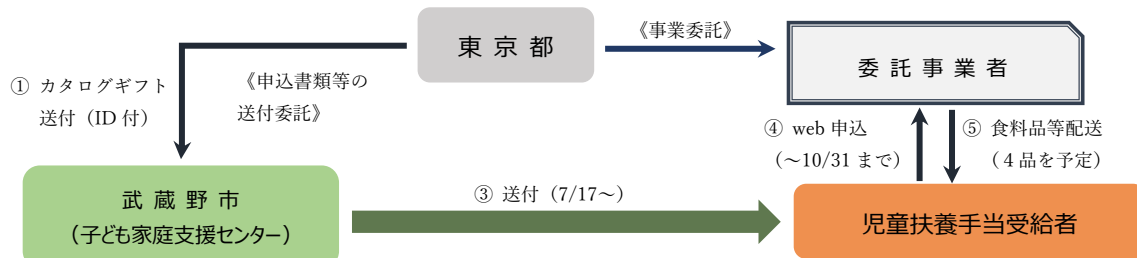
本市における児童扶養手当受給者数は 462 件となり、これに同年 7 月中の新規認定者・他県からの転入者も含めると 500 件規模を想定している。

2 事業概要

本事業の対象者に食料品等の生活必需品等を提供するためのカタログ及び申込用葉書等を送付し、対象者からの葉書又は web サイトからの発注に基づき、食料品等の配送を行う。

3 事務処理の流れ

(1) カタログ等送付までの流れ等



② 送付準備

- i) 対象者リスト・宛名シール作成 (手当医療係)
- ii) カタログに宛名シール貼付 (子ども家庭支援係)

(2) 問い合わせ対応について

問い合わせ内容例	対応先
カタログ記載の食料品の内容について	都委託事業者
申請状況・配送状況の確認について	
送付物の紛失・再送の希望等について	市担当者

4 事務費負担

東京都は、申込書類等の対象者への送付事務等について、市と委託契約を締結し、事務に要する費用を委託料として市に支払う。人件費相当として約 10 万円を見込んでいる。